

1. 社会保険の短時間労働者への適用拡大

令和4年10月から短時間労働者への健康保険、厚生年金保険(以下総称して社会保険)の適用が拡大されています。9月までは短時間労働者を除く被保険者の総数が常時500人を超える事業所を「特定適用事業所」とし、一定の要件を満たす者を社会保険の被保険者とするとしていました。10月から短時間労働者を除く被保険者の総数が常時100人を超える事業所に適用が拡大され、要件も一部変更されています。「短時間労働者」の要件は

- ①1週の所定労働時間が20時間以上
 - ②月額88,000円以上
 - ③継続して2か月を超えて使用される見込みがある(9月まではこの要件が1年以上でした)
 - ④学生でないこと(休学中や夜間学生の方は加入対象)
- の4つです。

「常時100人を超える」の100人のカウントは

フルタイムの従業員数+週の労働時間がフルタイムの3/4以上の従業員数

になります。従いまして新たに社会保険の被保険者となる方は含まず、目安としてはいままで社会保険に入っている方が100人を超えるか、になります。適用拡大の対象となる場合は①~④の要件に当てはまる方を10月1日にて社会保険の資格取得が必要となります。会社、場合によっては社員個人にとっても負担増となりますが会社にとっては募集の際に有利であること、個人にとっては将来の年金受給増など社会保険のメリットをご理解いただければと思います。



2. 通勤災害

労働者災害補償保険(以下、労災保険と言います)は、労働者の業務上の負傷、疾病、障害、死亡などの業務災害に保険給付をおこなうだけでなく、通勤による負傷、疾病、障害、死亡の通勤災害に対しても保険給付をおこなわれます。ただし、通勤中の負傷などが通勤災害であるとされるためには、業務災害が業務上の事由によるものであるか問われるのと同様に、労災保険における通勤の定義、要件を満たす必要があります。

労災保険では、通勤とは、就業に関し、①住所と就業の場所との間の往復、②兼業者の就業の場所から他の就業の場所への移動、③単身赴任先住居と帰省先住居の間の移動を、合理的な経路及び方法によりおこなうことをいい、業務の性質を有するものを除くこととされています。「就業に関する」とは、移動が業務と密接な関連を持つことが必要で、「住居」には、台風などのためにやむを得ずに宿泊する場合のホテルも認められます。「就業の場所」は、業務を開始し、または終了する場所になり、直行、直帰する得意先は「就業の場所」と認められます。「合理的な経路及び方法」とは、社会通念上、一般に用いるものと認められる経路及び手段方法の事です。ただし、これまでの要件を満たしていても、移動が「業務の性質を有するもの」である場合には、通勤災害ではなく業務災害として扱われます。

また、上記要件の他に経路をそれ、関係のない行為をする「逸脱・中断」の有無が問われます。帰宅途中に映画館に入る場合などは「逸脱・中断」となり、逸脱・中断の間も以降の移動も通勤と見なしません。ただし、日用品の購入などの日常生活上必要な行為をやむを得ない事由によりおこなう場合は、「逸脱・中断」後も通勤と認められます。とはいえ、「逸脱・中断」中の災害は、通勤災害と認められません。

3. 年末年始休業のご案内

今年の年末年始休業は12/29~1/5とさせていただきます。

● 編集後記 ●

特急Laviewに乗って秩父に紅葉狩りに行きました。秩父は年間300日もお祭りがあるそうです。単純計算で週6日お祭り。税金でできたと思われる立派なお祭り会館もあるほどです。全然知りませんでした。地元の人には他に引越すとさみしいでしょうね…(秋山)

あおぞら人事・労務サポート
 特定社会保険労務士
 秋山幸子(登録NO.13050514)
 三鷹市下連雀3-38-4
 三鷹産業プラザ307
 TEL:0422-24-8625
 FAX:0422-24-8605
 E-mail: info@aozora-sr.com
 URL: www.aozora-sr.com

責任編集:社会保険労務士(武蔵野統括支部)
 メンバー:秋山・隅谷・安部・酒井・福岡・奥山